



出張報告書

令和 5 年 10 月 17 日

尼崎市議会議長 様

会 派 名 日本共産党議員団  
代表者氏名 川崎敏美  
出張者氏名 川崎敏美・真崎一子  
山本直弘

このたび、出張しましたので、次のとおり報告します。

1 出張期間 令和 5年 8月 17日から令和 5 年8月 18 日まで

2 結果の概要

用務先 東京都 群馬	報告事項 (この欄には要点を箇条書きにし詳細事項がある場合は別紙添付) 1 会派視察 東京都 子ども・子育て総合センター視察 2 高崎市 高崎市議会視察 3 高崎市住環境改善助成事業について 他 4 5
添付書類 <input checked="" type="checkbox"/> 出張報告書 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	備考

3 届出事項の変更等  なし  あり (内容は裏面に記載)

旅費の精算

<input checked="" type="checkbox"/> 精算額は、令和5 年 6 月 27 日届け出た額 (154,800 円) と同一額である。
<input type="checkbox"/> 届出事項の変更等により、別途精算する。(精算額は裏面に記載)

(裏面)

届出事項の変更等の内容

変更等の事項と理由

支 出 額	
精 算 額	
支出 差引 額 戻入	

変更前と後の日程

月	日	日	日	日	日	日	日
前 発着地							
後							
前 経 路							
後							
前 用務先							
後							
前 宿泊先							
後							

# 東京都世田谷区と群馬県高崎市に会派視察の報告

2023年8月25日 議員 川崎敏美

2023年8月17～18日と東京都世田谷区と群馬県高崎市に会派視察を行いました。

## 1、世田谷区の子ども人権擁護機関である「せたがやホッと子どもサポート」

世田谷区では2002年に東京23区で初となる子ども条例を先駆的に制定しました。条例の目標として、

- 1) 子供ひとりひとりが持っている力を思いきり輝かせるようにする
- 2) 子どもが健やかに育つことを手助けし、子どもの素晴らしさを発見し、理解して子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う
- 3) 子どもが育っていく中で、子どもと一緒に地域の社会を作る

これら三つのことが定められています。

条例施行後 さまざまな子ども施策を実行してきたとのことでした。

そして2013年4月に「せたホッと」が設置され同年7月より活動を開始しています。その発端となったのが2011年の小中学校の児童生徒約2600人を対象にしたアンケート調査であったということです。自分自身が好きかの問いに対し、肯定したのは小学生約52%、中学生約32%。またほかの人から必要とされていると思うかの問いに対して、肯定的な回答をしたのは小学生約41%中学生約31%にとどまっていた。問題解決を必要とする可能性が高い子どもの傾向を分析したところ、①家庭や学校でも居場所がなく、自分ひとりで過ごすことを選択するなど、孤立性が高い傾向にある、②誰かに相談するという選択肢を選んだ回答が少なく、他人に話したくない、話したい人がいないなど、他人への不信感が強い傾向にある、③「自己肯定感」「自己実現」がネガティブであるなど自らが問題解決に動く可能性が低い傾向にある、ということが判明したからでした。

その後の10年間の取り組みの中で、子ども条例に基づく子どもの権利救済活動の意義について、このようにまとめられています。

- ① 子ども自身が安心して相談できる機関として機能
- ② 子どもの人権を守るワンストップサービスとしての役割を果たしている  
「せたホッと」に相談すれば対応してくれ、適切な機関につないでくれる  
といった認識が広がってきている

- ③ 子ども支援のための関係機関等のネットワークを形成  
独立した公的第三者機関であるからこそ、学校、教育委員会、担当部署、不登校の子どもの居場所、発達支援センター、児童福祉施設、子ども家庭支援センター、児童相談所、児童館など関係機関等とのネットワーク形成や橋渡しをすることができる
- ④ 題解決に向けた迅速な対応につながる
- ⑤ 子どもの権利や権利擁護の候補を啓発に貢献
- ⑥ 子どもの最善の利益を最大限考慮するというアプローチの浸透
- ⑦ 10年間実績を積む中で、子どもや保護者、区民、学校、教育委員会、関係機関等からの信頼の獲得

感想：「せたホッと」の存在が区全体に浸透しており、困った時は「せたホッと」と、子どもが一人で相談を申し込む、相談過程の中で子どもの意向を重視したプライバシーの尊重がおこなわれており、権利の主体として市民が活動できていることに大変感動しました。

## 2、高崎市のまちなか商店リニューアル助成事業補助金と住環境改善助成事業について

これらの住環境改善助成事業が、2011年から震災復興事業としての位置付けから始まったということに、少し驚かされました。申し込み件数も毎年年間1000件を超えており、予算をオーバーしても補正が組まれて、事業が推進されていることにも感慨を覚えました。

経済効果として当初は1億円の予算に対して10億円の効果があった、近年では少し申請件数が減って7～9億円となっているが、一応の経済効果があるものと思っているということでした。

申請者に書類作成等の負担がかからない制度となっており、随所に工夫が凝らされている点に、敬服しました。

是非ともこうした制度の導入を尼崎市でも進めてほしいと強く思いました。

## 視察報告

共産党議員団 まさき一子

日時：8月17日～18日

行先：17日は東京都世田谷区 ①子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」

18日は群馬県高崎市 ②「高崎市住環境改善助成事業」

③「高崎市まちなか商店リニューアル助成事業」について

内容： ①について

せたホッととは2013年に設置され今年で10年になります。

せたホッと活動は、子どもの声を聴き、一緒に解決方法を模索し解決に至るまで子どもとともに考えること。子ども自身が自分の問題を自分で解決したいという意識を持つことで、解決への納得感や自己肯定感が得られ、さらに新しい課題にぶつかったときに自ら解決できる力が育まれることを目指しています。

子どもサポート委員は、弁護士、大学の特任教授、教育学の専門教授の3名、相談・調査専門員は3名です。尼崎とほぼ同数で組織されています。

世田谷区は全人口92万人内18歳未満の子どもの数は16万人です。新規相談件数は2013年度(初年度)132件、18年度340件に達し、その後コロナ禍で減少傾向でしたが、22年度367件でした。

せたホッと相談手段として、電話、メール、来所、はがき、手紙、FAXがあります。2021年度から実施しているはがき相談の効果があり、相談数の増加がみられました。22年度ははがき相談が102件そのうち子どもから101件、保護者から1件で特に子どもにおいて初回の相談方法の41.6%を占めており主要な相談方法になっています。特に自分用のスマートフォンを持たない小学3・4年の時期が多いとのことでした。

尼崎市でも、「こどものための権利擁護委員会」を立ち上げ3年になります。相談件数が30件～40件/年間と少なく、児童生徒本人からの相談が少ないのが課題です。子どもの制度として、自らが問題解決しようという意欲的に取り組みを助けるのが目的のこの制度ですが、周知に問題があると思いました。尼崎市でも世田谷区の取り組みを参考により一層の改善を求めています。

②について

高崎市の「高崎市住環境改善助成事業」は尼崎市という住宅リフォーム助成事業です。市民が市内事業者住宅の修繕、改修を依頼すると、市から助成金として工事に要した費用の30%、上限20万円を支給し、間接的に市内中小企業の事業を支援するものです。すでに今年で13年目になります。しかし色あせることなく、当初予算は1億円、途中で補正予算を組み5000万円追加しています。その総工事の効果額は9億5000万円、約6倍であり、毎

年 800 件を超えています。その費用は市内業者限定であり、市内にお金が循環するという、地域の活性化につながることに間違いありません。またリフォームすることの助成であり、迷っている市民の背中を押し、快適な暮らしに寄与するものであり、大変喜ばれています。

③について

高崎市の「まちなか商店リニューアル助成事業」は、市内の商業の活性化を目的に商店を営んでいる人、またはこれから営もうとしている人は、店の改装、店舗の備品購入に対し、100 万円を上限に、費用の 2 分の 1 を補助する制度です。

この制度は、11 年間続いており、当初予算は 3 億 5000 万円でしたが、補正予算を 1 億円追加しています。申請件数 515 件が決定し、施工された総工事の効果額は 8 億円。利用者からは「商売にやる気が出た」「売り上げが上がった」と大変喜ばれています。

経済効果があり、市民の喜ばれる制度として、尼崎市でもぜひ取り組んでほしいと強く思った今回の視察でした。

## 行政視察報告（東京都世田谷区、群馬県高崎市）

日本共産党尼崎市議員団 山本直弘

2023年8月17日、18日の二日間、川崎としみ市議、まさき一子市議と共に、東京都世田谷区、群馬県高崎市に行政視察に行きました。

東京都世田谷区では、世田谷区子ども条例にもとづいて10年前にできた「せたホッと」という子どもたちの悩み事、相談事に機敏に対応するしくみについて、群馬県高崎市では、地域の中小業者と市民がそれぞれ恩恵を受ける「高崎市住環境改善助成事業」と「高崎市まちなか商店リニューアル助成事業」について、当局の職員から話を聞きました。

### 東京都世田谷区

#### ●せたホッと—子どもたちのSOSによりそう

世田谷区では、2002年に東京23区で初となる子ども条例を制定し、条例施行後、2005年には「子ども計画及び教育ビジョン」を策定するなど、子どもの尊厳と権利の尊重の取り組みを進め、スクールカウンセラーの配置等、子どもからの相談窓口の充実を図ってきました。ただ、当初の条例では、権利侵害があった場合、子どもの声をもとに救済につなげていく子どもの人権擁護機関についての具体的な内容は含まれていませんでした。

2011年12月に、世田谷区立の小・中学校の児童生徒2600人を対象にアンケート調査を実施したところ、「自分自身が好きか」の問いに対し、肯定したのは小学生約52%、中学生約32%。「他の人から必要とされていると思うか」の問いに対しては肯定したのは同41%、31%にとどまっていました。

条例があっても、世田谷の子どもたちは低い自己肯定感に悩まされている実態が浮き彫りになったということで、2013年4月に、子どもの人権擁護機関「せたホッと」が設置され、7月から活動を開始しました。

また、子どもたちに「せたホッと」を知ってもらうと共に、いじめ予防授業、子どもの安全を守るセーフティ教室、子どもの権利について、などの出前講座を、学校の教室や体育館に出向いて実施しています。

相談件数は、電話やメール、ファックス、はがきなどを通じて、2022年度の1年間で367件の相談を受け、そのうち子ども本人から243件、保護者等おとなから124件となっています。悩みの主な内容は、「対人関係の悩み」や「学校・教職員の対応」「いじめ」などとなっています。一方、尼崎市は子どもの人口が世田谷区に比べて半分以下とはいえ、直近2020年度の相談件数は33件と圧倒的に少ない相談件数です。

今後は子どもたちへの周知と、気軽に相談できるような体制をつくっていくことが必要ではないでしょうか。

### 群馬県高崎市

#### ●愛着のある住まいをきれいに、長持ちせる

高崎市ではまず、市民が市内の業者を利用して自宅の改修、修繕、模様替えなどをすれば、最大20万円が助成される「高崎市住環境改善助成事業」について職員の方から説明を受けました。

この事業は、長引く不況で業績が落ち込んでいる市内建設業者等に対し、市民が仕事を依頼し、市は依頼した市民に助成することによって間接的に市内業者に支援を行う事業として13年前から始まりました。毎年700～900件の世帯に助成され、地域経済の活性化にも寄与しているという事です。

#### ●店舗の改装、備品購入の補助を

また、「高崎市まちなか商店リニューアル助成事業」は、商業の活性化を目的に、商売を営んでいる人、またはこれから営もうとする人が、「店舗等の改装」や「店舗等で専ら使用する備品の購入」に対し、その費用の2分の1(上限100万円)を補助する事業です。2012年7月から9月の3か月間、高崎市職員が市内の小売・飲食業者300店舗を訪問し聞き取り調査を行ったところ、約20%の人が「店舗の改装を検討している」と回答し、その半数の人から「補助があれば改築したい」との意見があったそうです。

毎年400～500件、3億～4億円の補助額の実績があり、利用した業者からは、「商売のやる気が出た」「改装して売り上げが伸びた」という喜びの声が寄せられ、施行業者からも「経営意欲が増した」「従業員の仕事に対する意欲も向上した」など、事業者だけでなく、雇用の安定や定着にもつながっているそうです。

今後、地域経済を再興、発展させるためには、大型店や、外資を呼び込むことでなく、地域の中小企業・中小業者を行政施策で支援しつつ、地産地消をはじめ、地域内循環型の経済へ抜本的に転換していくことが必要だと思います。私はその起爆剤として、この「住宅リフォーム助成制度」「店舗リフォーム助成制度」がなりうると確信いたしました。